

大阪市規則第12号

大阪市職員基本条例に基づく外郭団体等への再就職の禁止に関する規則の一部を改正する規則

大阪市職員基本条例に基づく外郭団体等への再就職の禁止に関する規則（平成25年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） [略] TUCKNAL株式会社 OM第2 タクシー株式会社	別表（第2条関係） [同左] TUCKNAL株式会社
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。